

指定介護サービス事業所に係る法定研修及び関連条文

			1	2	3	4	5	6		
			研修の種類	感染症や非常災害の発生時の業務継続計画（BCP）に関する研修	感染症の予防及びまん延防止に関する研修	虐待の防止に関する研修	身体的拘束等の適正化に関する研修	認知症介護基礎研修	事故発生の防止に関する研修	
区分	基準省令	サービスの種類								
居宅サービス等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	訪問介護	第30条の2第2項	第31条第3項第3号	第37条の2第3号					
		訪問入浴介護	第54条 (第30条の2準用)	第54条 (第31条準用)	第54条 (第37条の2準用)		第53条の2第3項			
		訪問看護	第74条 (第30条の2準用)	第74条 (第31条準用)	第74条 (第37条の2準用)					
		訪問リハビリテーション	第83条 (第30条の2準用)	第83条 (第31条準用)	第83条 (第37条の2準用)					
		居宅療養管理指導	第91条 (第30条の2準用)	第91条 (第31条準用)	第91条 (第37条の2準用)					
		通所介護	第105条 (第30条の2準用)	第104条第2項第3号	第105条 (第37条の2準用)		第101条第3項			
		通所リハビリテーション	第119条 (第30条の2準用)	第118条第2項第3号	第119条 (第37条の2準用)		第119条 (第101条準用)			
		短期入所生活介護	第140条 (第30条の2準用)	第140条 (第104条準用)	第140条 (第37条の2準用)	第128条第6項第3号	第140条 (第101条準用)			
		短期入所療養介護	第155条 (第30条の2準用)	第155条 (第118条準用)	第155条 (第37条の2準用)	第146条第6項第3号	第155条 (第101条準用)			
		特定施設入居者生活介護	第192条 (第30条の2準用)	第192条 (第104条準用)	第192条 (第37条の2準用)	第183条第6項第3号	第190条第4項			
		福祉用具貸与	第205条 (第30条の2準用)	第203条第6項第3号	第205条 (第37条の2準用)					
		特定福祉用具販売	第216条 (第30条の2準用)	第216条 (第31条準用)	第216条 (第37条の2準用)					
		地域密着型サービス	に指定する地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の30の2第2項	第3条の31第3項第3号	第3条の38の2第3号			
				夜間対応型訪問介護	第18条 (第3条の30の2準用)	第18条 (第3条の31準用)	第18条 (第3条の38の2準用)			
地域密着型通所介護	第37条 (第3条の30の2準用)			第33条第2項第3号	第37条 (第3条の38の2準用)		第30条第3項			
認知症対応型通所介護	第61条 (第3条の30の2準用)			第61条 (第33条準用)	第61条 (第3条の38の2準用)		第61条 (第30条準用)			
小規模多機能型居宅介護	第88条 (第3条の30の2準用)			第88条 (第33条準用)	第88条 (第3条の38の2準用)	第73条第7号ハ	第88条 (第30条準用)			
認知症対応型共同生活介護	第108条 (第3条の30の2準用)			第108条 (第33条準用)	第108条 (第3条の38の2準用)	第97条第7項第3号	第103条第3項			
地域密着型特定施設入居者生活介護	第129条 (第3条の30の2準用)			第129条 (第33条準用)	第129条 (第3条の38の2準用)	第118条第6項第3号	第126条第4項			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第157条 (第3条の30の2準用)			第151条第2項第3号	第157条 (第3条の38の2準用)	第137条第6項第3号	第149条第3項	第155条第1項第3号		
看護小規模多機能型居宅介護	第182条 (第3条の30の2準用)			第182条 (第33条準用)	第182条 (第3条の38の2準用)	第177条第7号ハ	第182条 (第30条準用)			
居宅介護支援	※1	居宅介護支援	第19条の2第2項	第21条の2第3号	第27条の2第3号					
施設サービス	※2	指定介護老人福祉施設	第24条の2第2項	第27条第2項第3号	第35条の2第3号	第11条第6項第3号	第24条第3項	第35条第1項第3号		
	※3	特別養護老人ホーム	第24条の2第2項	第26条第2項第3号	第31条の2第3号	第15条第6項第3号	第24条第3項	第31条第1項第3号		
	※4	介護老人保健施設	第26条の2第2項	第29条第2項第3号	第36条の2第3号	第13条第6項第3号	第26条第3項	第36条第1項第3号		
	※5	介護医療院	第30条の2第2項	第33条第2項第3号	第40条の2第3号	第16条第6項第3号	第30条第3項	第40条第1項第3号		

- ※1：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ※2：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- ※3：特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
- ※4：介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
- ※5：介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準